

## VI 生徒会活動に関する規定

### 1 生徒会会則

#### 第1章 総則

第1条 本会は前橋市立前橋高等学校生徒会という。

第2条 本会は本校生徒が自主的に学校生活の改善・向上を図るとともに、民主的な組織活動を通じて新しい教養・豊かな情操・健やかな身体を作り、よりよい校風の樹立に努めることを目的とする。

第3条 本会の本部は生徒会室に置く。

#### 第2章 会員

第4条 本校に在籍する生徒はすべて本会の会員とし、平等な権利を有し、本会の諸機関の決定事項に従う義務がある。

#### 第3章 本部役員

第5条 本会の本部役員として、会長1名・副会長2名・書記3名・会計2名、及び顧問は若干名とする。

第6条 本部役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は職務を代行する。
- (3) 書記は本会の記録・書類を整理し、保管する。
- (4) 会計は本会の会計事務に当たる。ただし会費の出納は学校職員に委嘱する。

第7条 本部役員に不当な行為があった場合は解任することができ、この場合は評議会の4分の3以上の賛成を必要とする。また、本部役員に補充の必要が出た場合には評議会で対策を決定する。

#### 第4章 会計監査

第8条 会計監査は生徒会帳簿を監査する。会計監査は評議会が評議員のうちから2名選出する。結果は総会に報告し承認を得るものとする。

#### 第5章 総会

第9条 総会は本会の最高機関であって全会員で構成する。

第10条 総会では次の事項を審議決定する。

- (1) 予算の決定
- (2) 決算の報告
- (3) 会計監査報告の承認
- (4) 年間活動方針
- (5) 事業計画の決定
- (6) 各委員会からの報告と承認
- (7) 会則の改正
- (8) 部の新設・改廃の決定

(9) その他会長が重要と認めた事項

第11条 総会は年1回、予算編成期に開くものとする。

第12条 総会は会員の4分の3以上の出席により成立し、議決は出席会員の過半数とする。

第13条 臨時の総会は会長及び評議会が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上の要求があった場合に開くものとする。

## 第6章 評議会

第14条 評議会は本会の総会に次ぐ議決機関であり、本会運営に必要な事項を決定する。

第15条 評議員は各ホームルームより2名選出し、ホームルーム運営の中心となりクラスを代表して評議会に臨む。

第16条 評議会は評議員の3分の2以上の出席により成立し、議決は過半数とする。

第17条 評議会には議長1名・副議長1名・書記2名を置き、会計監査の2名を選出する。

## 第7章 委員会

第18条 本会には次の任務をもつ委員会を置く。各委員はホームルームごとに2名選出され、委員会を構成する。

- (1) 安全委員 交通並びに非常の際に於ける安全をはかる。
- (2) 視聴覚委員 視聴覚関係の仕事にあたる。
- (3) メディア委員 新聞の編集発行にあたる。
- (4) 体育委員 校内競技の計画・運営にあたる。
- (5) 図書委員 学校図書館の仕事にあたる。
- (6) 美化委員 校内の清掃、美化をはかる。
- (7) 風紀委員 会員の風紀に関する仕事にあたる。
- (8) HR委員 健全なHRの運営をはかる。
- (9) 保健委員 会員の保健の向上にあたる。

第19条 委員会は委員長1名・副委員長1名・書記2名の役員を委員の互選により決定する。

第20条 委員長は評議会に議題を提出することができる。

第21条 委員会は活動計画及び活動報告を総会に提案し承認を受けるものとする。

第22条 委員会には顧問を置き、指導・助言を受ける。

## 第8章 ホームルーム

第23条 ホームルームは本会活動の基礎団体である。

第24条 各ホームルームに次の役員・係を置く。

- (1) 評議員 2名
- (2) 委員 18名+若干名
- (3) 書記・会計
- (4) その他必要な係

第25条 ホームルームは評議会・各委員会に提出する問題等をホームルーム担任の指導のもとに討議決定し、その実践に努める。

## 第9章 部活動

第26条 本会には次の部・サークルを設ける。ただしサークルの予算は実費支給（上限あり）とし、予算折衝はないものとする。

部 { **【運動】** 女子バスケットボール・男子バドミントン・女子バドミントン  
バレーボール・ソフトテニス・体操・テニス・サッカー・陸上競技  
アーチェリー・ソフトボール・水泳・弓道・男子バスケットボール  
硬式野球・卓球  
**【文化】** 吹奏楽・演劇・音楽・美術・書道・JRC・茶道

サークル **【文化】** 文芸・イラスト・生活コーディネーター・国際理解・理科研究

第 27 条 部・サークルに部長 1 名・副部長 1 名・書記・会計の役員及び顧問を置く。

第 28 条 部・サークルの新設、改廃は評議会の承認を得て総会で決定する。

第 29 条 部・サークルは 4 月に部員名簿及び活動計画等を会長に提出する。また学期末には活動報告書を会長に提出する。

第 30 条 部活動に関する規定は別に定める。

## 第 10 章 会計

第 31 条 本会の経費は会費・入会金及びその他の収入をもってこれに当てる。会費は月額 500 円とし、新たに入会する会員は入会金として 1 か月分を納めるものとする。

第 32 条 臨時に会費を徴収する場合は評議会の承認を必要とする。

第 33 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 34 条 本会の予算・決算は総会の決定によるものとする。

## 第 11 章 事業

第 35 条 本会の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 総会・本部役員選挙・新入生歓迎会（部・サークル紹介）・体育祭または文化祭・球技大会・予餞企画

(2) 生徒会誌・新聞の発行

(3) その他（あいさつ運動・壮行会など）

## 第 12 章 役員選挙

第 36 条 本部役員の任期は 7 月 1 日より翌年の 6 月 30 日までとし、役員選挙は原則として 6 月中に行うものとする。

第 37 条 本部役員選挙の規定は別に定める。

第 38 条 毎年 7 月は新旧両役員の引き継ぎ期間とする。

## 第 13 章 指導・承認

第 39 条 本会の活動は本校職員の指導と助言を受け、重要事項は学校長の承認を必要とする。

## 第 14 章 附則

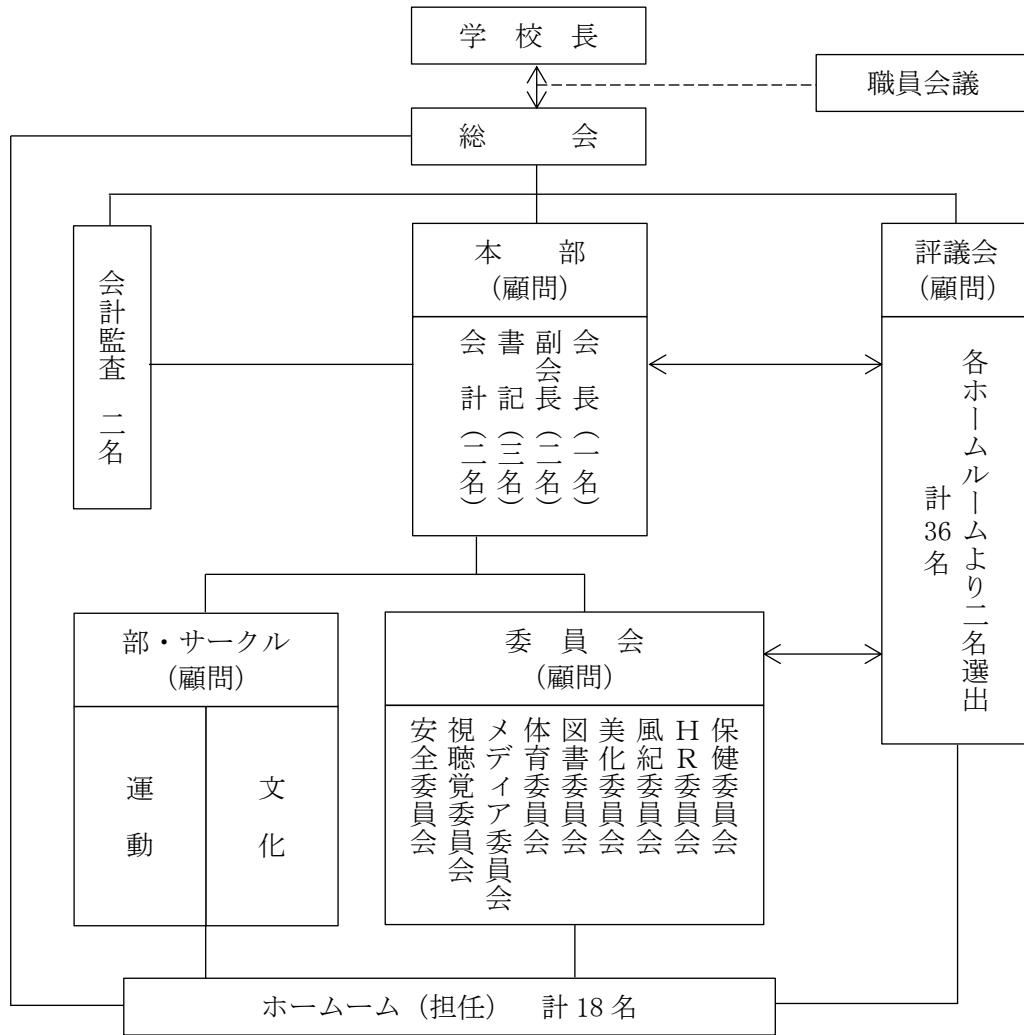
第 40 条 会員・職員の慶弔に関することは別に定める。

附則 1 本会則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

附則 2 （平成 29 年 5 月改正）

本会則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

# 生徒会組織図



## 2 生徒会選挙規定

### 第1章 選挙権及び被選挙権

第1条 会員は生徒会役員の選挙権及び被選挙権を有する。ただし3年生は被選挙権を有しない。

第2条 選挙管理委員は被選挙権を有しない。

### 第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は評議員の3年生12名で構成する。

第4条 選挙管理委員会は、選挙に関する一切の事務を行う。

### 第3章 選挙投票及び投票所

第5条 選挙は投票により行い投票は1人1票に限る。

第6条 投票所は選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第7条 投票の方法は選挙管理委員会の指示に従う。

第8条 不在投票を希望する者は前日迄に選挙管理委員会にその旨を申し出、規定の投票用紙を選挙管理委員会に提出する。

第9条 不在投票の開票は普通投票と同時に行う。

### 第4章 開票及び開票所

第10条 開票所は選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第11条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの。

(2) 規定した投票様式によらないもの。

第12条 開票は投票日又はその翌日行う。

第13条 開票管理者は選挙管理委員会が兼ねる。

### 第5章 候補者及び当選人

第14条 候補者になろうとする者は責任者連名の上選挙期日の告示のあった日から指定された日までに選挙管理委員会まで届け出る。

第15条 第14条の届け出のあったときは選挙管理委員会は直ちにその旨を告示しなければならない。

第16条 推薦責任者は全会員がなることができる。

第17条 選挙管理委員会は立候補の様式が前項の規定に反しているときは受理してはならない。

第18条

1. 候補者は会長・副会長・書記・会計とし、会長は2年生より1名、副会長は2名・書記3名・会計2名を高点順に当選とする。なお、得票数が同数の場合には、決選投票を行う。

2. 候補者が定員以下の場合には信任投票を行う。この場合投票数の過半数を得た者を当選とする。なお、当選人が決定しない場合は再度選挙を行うものとする。

第19条 当選人が決まったときは選挙管理委員会は当選者の氏名と選挙の結果を生徒会員に公表しなければならない。

## 第6章 選挙運動

- 第20条 選挙運動は立候補届け出締切の翌日から投票前日まで、期間内に行う。
- 第21条 選挙演説は校内に於ける秩序を乱すことのない限り、授業及びホームルーム以外の時間に行うことができる。
- 第22条 選挙管理委員会は立会演説会を1回開催しなければならない。
- 第23条 この会には全候補者及び各候補の責任者1名が出席し演説を行う。
- 第24条 校外に於ける選挙運動は一切行ってはならない。
- 第25条 選挙管理委員は一切の運動を行ってはならない。
- 第26条 第20条・第21条・第24条の規定に違反した場合には選挙管理委員会はその候補者の立候補又は当選を取り消すことができる。

## 第7章 役員の欠員

- 第27条 役員に欠員の生じた場合には評議会の決定に従う。

### 附則

本規定は昭和56年度より施行する。

### 附則（平成21年2月改正）

本規定は平成21年4月1日より施行する。

### 3 部活動に関する規定

#### 第1章 部

第1条 部を新設する場合は、次の項目を必ず含む「申請書」を必要とする。ただし、サークルとして1年以上の継続的な活動がある団体を対象とする。

- (1) 部名
- (2) 目的
- (3) 人員（10名以上）
- (4) 顧問
- (5) 生徒代表者氏名
- (6) 活動場所
- (7) 活動計画

第2条 新設を希望する部は上記の「申請書」を代表者が生徒会本部に提出し、評議会・部代表者との合同会議の審議を経て総会で承認を得られたものについてのみ、活動を開始できる。ただし、次年度まで予算配分は行わない。なお、部員数の確認は1学期末とする。

第3条 現在活動している部で、年間1回以上県レベルの大会に出場しない場合（運動部）また、校内・校外行事への参加がない場合（文化部）のその処置については、評議会・部代表者との合同会議で審議され、総会で決定される。ただし、部員数の確認は1学期末とする。

（注）各部は4月に部員名簿、及び活動計画等を生徒会長に提出する。また、学期末には活動報告書を生徒会長に提出する。（会則第9章29条）

第4条 上記3の各項に該当する部は、翌年1学期末までの活動状況をみた上で、部の存続、休止、廃止について評議会、部代表者合同会議で審議され、総会で決定される。なお、この場合休部、廃部警告の決定が下された部については、次年度、部費の配分は停止される。

#### 第2章 サークル

第5条 サークルを新設する場合は、必ず次の項目を含む「申請書」を必要とする。

- (1) サークル名
- (2) 目的
- (3) 人員（10名以上）
- (4) 顧問
- (5) 生徒代表者氏名
- (6) 活動場所
- (7) 活動計画

第6条 サークルの新設、存続、休止、廃止については、評議会の審議と承認を必要とし総会で決定する。

第7条 サークルの生徒会予算は実費支給（上限あり）とし、予算折衝はないものとする。

第8条 休止が決定したサークルについては実費支給しない。

#### 附則

本規定は昭和57年4月1日より施行する。

附則（平成21年11月改正）

本規定は平成22年4月1日より施行する。

## 4 オリジナルマスコットキャラクター



「イチマル」

### 「イチマル」プロフィール

- 名前：イチマル  
性別：不明  
身長：160cm  
体重：50kg  
年齢：高校生  
誕生日：不詳  
性格：好奇心旺盛で何にでも挑戦したがりです。運動、学習共に頑張れるしっかり者です。  
趣味：市立前橋の生徒をトコトン応援すること  
デザイン：  
目：校章「m」の左下部「高」の円形内の波線（ウェーブ）を目に再現  
胸：前橋市の頭文字「m」の波形がモチーフ  
脚：内股白ラインは校章「m」右下の白抜き部の波形から  
配色：ボディカラーの緑、赤、白、黄色の4色も校章の色に合わせています。  
生みの親：今井秀政君（当時3年2組）より「様々な意味の込められた校章を基に考えました。学校のマスコットキャラクターなので部活の服を着られる体型にもしました。」

